

# 見附市難聴者補聴器購入費助成事業について

～ 難聴によるコミュニケーション能力低下や

閉じこもりを防止して、認知症等のリスクを減らすため、

50 歳以上の方を対象に、補聴器購入費を助成します～



## 対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度で、以下の要件を全て満たす方

- 見附市内に住所がある 50 歳以上の方
- 片耳の聴力レベルが 40 デシベル以上の方、又は医師が補聴器装用を必要と認めた方
- 補聴器の装用により、地域社会とのコミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する方

## 助成額

※必ず購入前の申請が必要です。

| 助成額        | 上限額      |
|------------|----------|
| 購入費の額の 1/2 | 25, 000円 |

助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再度の申請はできません。

※修理費や付属品単体(イヤモールド等)の購入費は、助成の対象外となります。

## 申請に関するお問合せ

見附市健康福祉課 高齢福祉係(保健福祉センター内)  
住所: 見附市学校町2丁目 13 番 30 号  
電話 0258-61-1350  
FAX 0258-62-7052

申請の流れは  
裏面へ

## 申請に必要なもの

- ① 助成申請書(様式第1号)
- ② 補聴器購入意見書(医師の意見書:様式第2号)
- ③ 補聴器の見積書
- ④ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

## 助成までの流れ

### 準備

保健福祉センターやホームページ等で「助成申請書」と「補聴器購入意見書」の用紙を受け取ります。



### 受診

- ・耳鼻咽喉科を受診し、補聴器使用が必要と認められるときは、購入意見書の発行を受けてください。
- ・意見書を作成できる医師は、身体障害者福祉法による指定医師に限られます。(詳しくは健康福祉課へお問合せください)
- ・受診費用、意見書作成費用は自己負担となります。



### 見積書 用意

補聴器の販売店に購入意見書を持参し、見積書を作成いただきます。



### 申請

上記記載の申請に必要なものをご用意のうえ、  
見附市健康福祉課(保健福祉センター)へおいでください。



### 購入

- ・助成決定通知書等が届いたら、見積書を作成した販売店で補聴器を購入します。  
※助成決定後、当該年度の3月31日までに購入してください。
- ・助成決定通知書、助成請求書と助成額を差し引いた自己負担額を販売店へお支払いください(助成請求書下部の「請求及び受領委任状」欄を記入し、補聴器販売店へ提出)。

### 助成

補聴器販売店が市に助成請求書(助成決定通知書の写し添付)を提出。  
市から販売店へ助成額を支払います。